

10 【申請の趣旨】の欄には、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項第1号（第2号）の規定に掲げる者」のように記載した上で、行を改めて認定計画の名称と認定者名を括弧書きで記載する。

11 複数年分を納付するときは、「【納付年分】の欄に「第何年分から第何年分まで」のように記載する。

12 【提出物件の目録】の欄の次に【物件名】の欄を設けて、手続に係る書類名を記載するとともに、「○通」のようにその数を記載する。

13 【提出日】 平成 年 月 日)には、なるべく提出する日を記載する。

14 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。

15 第5条の規定により添付書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】の欄の次に【物件名】の欄を設けて、当該添付書面の書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される当該添付書面が提出された手続に係る出願番号(特許権に係るもの)にあっては特許番号)を記載する。また、2以上の添付書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 【物件名】
- 【援用の表示】

様式第4(第4条関係)

- 【書類名】 審査請求料軽減申請書(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律)
- 【提出日】 平成 年 月 日)
- 【あて先】 特許庁長官
- 【出願の表示】
- 【出願番号】
- 【申請人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【代理人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【申請の趣旨】 審査請求料の軽減
- 【申請の理由】
- 【提出物件の目録】
- 【備考】
- 1 【出願の表示】の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○-○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは【出願番号】を【出願日】とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 2 【申請の趣旨】の欄には、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項第1号(第2号)の規定に掲げる者」のように記載した上で、行を改めて認定計画の名称と認定者名を括弧書きで記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1、備考3から9まで及び備考12から15までと同様とする。

国土交通省令第七十号
 住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)及び第十七条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、住生活基本法施行規則を次のように定める。

平成十八年六月八日
 国土交通大臣 北側 一雄

住生活基本法施行規則
 (全国計画に国民の意見を反映させるために必要な措置)
 第一条 住生活基本法(以下「法」という。)第十五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、同条第一項に規定する全国計画の素案及び当該素案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により一般に周知する方法とする。

(都道府県計画に住民の意見を反映させるために必要な措置)
 第二条 法第十七条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、同条第一項に規定する都道府県計画(以下単に「都道府県計画」という。)の素案及び当該素案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

附 則
 (施行期日)
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(住宅建設計画法施行規則の廃止)
 第二条 住宅建設計画法施行規則(昭和四十一年建設省令第二十二号)は、廃止する。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正)
 第三条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則(昭和五十年建設省令第二十号)を次のように改正する。

第一条中「法第三条の第三項」を「住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条第一項」に、「供給計画」を「都道府県計画」に、「同条第二項第四号の住宅」を「同条第二項第六号の住宅の供給等」に改める。

第五十一条の二第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第三条の第六項」を「第四条第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号から第七号までを二号ずつ繰り上げる。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
 第四条 法第十七条第一項の規定により都道府県計画が定められるまでの間は、この省令の施行の際現に法附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる法附則第八条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第三条の第三項の規定により定められている供給計画において定められている同条第二項第四号の住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域は、前条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第一条に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域とみなす。

(国土交通省組織規則の一部改正)
 第五条 国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)を次のように改正する。

第四十二条の二第二項第二号を次のように改める。

二 住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)の施行に関する事務のうち、住生活基本計画(同法第十五条第二項第五号及び第十七条第二項第六号の住宅地に係る部分に限る。)に関すること。

発行所	〒100-5184 四ツ目
東京郵港区虎ノ門二丁目	
二番四号	
独立行政法人国立印刷局	
電話	03(3587)4294
定 価	一ヵ月、五九六円(本体、一五二〇円)
	本号一部、一七二円(本体、一六〇円)
	(配 送 料)

第百三十三号 印刷局